

公募に関する Q&A

◆応募資格

Q. 海外の研究機関に所属していますが、応募はできますか？

A. 応募資格者は、国内の研究機関等に所属する方に限ります。ただし、本公募に関しては、契約締結時（2019 年 4 月 1 日予定）の所属が国内の研究機関等に確定しており、e-Rad からの申請が可能であれば応募できます。**まずは、所属が確定している研究機関等にご相談ください。**

Q. 既に AMED 再生医療研究課で実施している事業に参加していますが、応募はできますか？

A. 本公募は、AMED の再生医療関連の事業に参加している方（研究開発代表者、研究開発分担者を含む）でも、当該事業で実施中の研究課題と内容が重複していなければ応募できます。

Q. 複数の応募はできますか？

A. 前回までは、研究開発提案の内容が異なれば、研究開発代表者として、複数の研究開発提案の応募を受け付けていましたが、今回よりいずれかの枠に 1 つの研究開発提案の応募とします。研究開発分担者または研究開発協力者として、別の研究開発提案に入るとは可能です。その場合は、それぞれに適切なエフォートを割り当ててください。

Q. 一法人あたりの採択数に制限がありますが、応募数の制限もありますか？

A. 一法人あたりの応募数の制限はございません。

Q. 研究開発分担者にしようとする者が、2019 年 3 月に博士号取得見込みです。そのため、現在 e-Rad 研究者番号がなく、2019 年 4 月 1 日以降には取得できる見込みですが、研究開発分担者としても問題ないでしょうか。

A. 研究開発分担者として記載いただいて構いません。研究開発提案書の「氏名（年齢）研究者番号」の記載欄に、「2019 年 4 月 1 日取得見込」と記載し、「所属研究機関／部局」の欄には、現在の所属について記載し、「職名」に現在の身分と「2019 年 3 月博士号取得見込」と記載ください。当該者について e-Rad 上への記入は不要です。

◆エフォート

Q. 提案書でエフォートが求められていますが、100%（専従）もしくは高い方がいいですか？

A. エフォート管理が適切に行われていれば、専従である必要はありません。また、本公募への研究開発提案に対するエフォートが高ければ、採択されやすいというものでもありません。研究開発提案の内容を達成するにあたり適切なエフォート配分をお願いいたします。

◆企業

Q. 企業が協力機関として参加する場合には、大学と企業の間で契約が必要ですか？

A. 後々に、知的財産権等の問題の発生を防ぐためにも、予め共同研究契約等を締結することをお勧めします。知的財産の取扱いにつきましては、日本版バイドール法に遵守して対応してください。

Q. 協力機関の企業を知的財産権の出願人に含めてもいいですか？

A. 含めていただいて構いません。

Q. 研究費支援無しで研究開発協力機関に企業が加わる場合、企業としては、どのような関与で、どのような義務・制約を課されますか？

A. 研究開発協力機関の企業は、AMED との間の委託研究契約は締結せずに研究開発に関与する形となります。研究開発協力機関として参画する場合の AMED に対する特別な義務・制約はございません。大学等の機関とは成果の帰属等に関する取り決めを適切に行ってください。具体的に不明な点などがありましたらお問い合わせください。

◆経費

Q. 装置等のリース契約を研究費として計上できますか？

A. 計上できます。複数年度にまたがる場合には、契約時に立替払いしていただき、年度毎に経過月分のみが認められます。研究開発期間終了後分は自己負担が発生する可能性があるのでご注意ください。

なお、AMED では研究費の機能的運用を図っております。詳細については、以下の URL をご参照ください。

AMED ホームページ「研究費の機能的運用について」

https://www.amed.go.jp/aboutus/kenkyu_unyo.html

◆国際的若手研究者育成促進

Q. 若手研究者育成費は、応募時の申請額が毎年度受けられるのでしょうか。

A. 本公募への応募時に、「若手研究者育成申請書」の中で、若手研究者の育成に要する経費を年度別に内訳を記載していただきます。研究開発提案書の予算と同様に、初年度は、採択決定後に予算内容を精査し、当年度の契約額を決定します。2 年目以降は年度契約時に同様にしますので、応募時の額が必ず受けられるものではありません。

Q. 海外派遣する若手研究者（研究開発分担者）は 1 人に限られますか。

A. 海外派遣する若手研究者（研究開発分担者）は、研究開発期間内に複数人いても構いません。その場合、海外派遣期間は 1 人毎に 1 ヶ月以上とします。1 提案の若手研究者育成費の上限は

6,000 千円／年（間接経費を含まない）ですのでご注意ください。応募時に複数名で提案する場合には、「若手研究者育成申請書」を当該人数分、提出してください。

Q. 派遣する若手研究者は、学生でもいいでしょうか。

A. 学生は派遣する若手研究者の対象としません。また、本公募枠において、派遣する若手研究者は研究開発分担者としていただきます。

※「研究開発分担者」とは「代表機関」又は「分担機関」に所属し、「研究開発代表者」と研究開発項目を分担して研究開発を実施し、当該研究開発項目の実施等の責任を担う能力を有する研究者をいいます。（公募要領3頁）

平成 30 年 11 月 5 日

平成 30 年 11 月 9 日追記

●●本公募に関するお問い合わせ●●

日本医療研究開発機構（AMED）

戦略推進部再生医療研究課

再生医療実現拠点ネットワークプログラム

（幹細胞・再生医学イノベーション創出プログラム）担当

e-Mail: rminnov@amed.go.jp